

3 生活福祉資金貸付事業の見直しについて

(1) 見直しの趣旨

現下の厳しい雇用失業情勢の中、今後、失業者、低所得者が急増することが見込まれており、これらの者に対するセーフティネット施策の一つである生活福祉資金貸付事業がさらに活用しやすく、低所得者等に対して効果的な支援を実施できるよう、抜本的な見直しを行う。

(2) 見直しの内容

① 資金種類等の整理・統合

- 現行10種類の資金種類を統合し、利用者にとってわかりやすく、かつ、利用者の資金ニーズに応じた柔軟な貸付を実施する。

※ 見直し後の資金種類、貸付要件等の案については、別紙1のとおり。

(参考)見直し後の資金種類																																																																							
【現行】	【見直し案】																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金種類</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tr> <td>1 更生資金(年3%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 生業費(低所得世帯)</td> <td>280万円</td> </tr> <tr> <td> 生業費(障害者世帯)</td> <td>460万円</td> </tr> <tr> <td> 技能習得費(低所得世帯)</td> <td>110万円</td> </tr> <tr> <td> 技能習得費(障害者世帯)</td> <td>130万円</td> </tr> <tr> <td>2 福祉資金(年3%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 福祉費</td> <td>50万円 ※住宅改築等は250万円</td> </tr> <tr> <td> 障害者等福祉用具購入費</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td> 障害者自動車購入費</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td> 中国残留邦人等国民年金追納費</td> <td>470.4万円</td> </tr> <tr> <td>3 療養・介護等資金(無利子)</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>4 災害援護資金(年3%)</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>5 緊急小口資金(年3%)</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>6 修学資金(無利子)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 修学費</td> <td>高校 月3.5万円 短大・高专 月6万円 大学 月6.5万円</td> </tr> <tr> <td> 就学支度費</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>7 離職者支援資金(年3%)</td> <td>単身世帯 月10万円 複数世帯 月20万円</td> </tr> <tr> <td>8 自立支援対応資金(年3%)</td> <td>月10万円</td> </tr> <tr> <td>9 長期生活支援資金(長ブラ)</td> <td>月30万円</td> </tr> <tr> <td>10 要保護世帯向け長期生活支援資金(長ブラ)</td> <td>生活扶助額の1.5倍</td> </tr> </table>	資金種類	限度額	1 更生資金(年3%)		生業費(低所得世帯)	280万円	生業費(障害者世帯)	460万円	技能習得費(低所得世帯)	110万円	技能習得費(障害者世帯)	130万円	2 福祉資金(年3%)		福祉費	50万円 ※住宅改築等は250万円	障害者等福祉用具購入費	170万円	障害者自動車購入費	250万円	中国残留邦人等国民年金追納費	470.4万円	3 療養・介護等資金(無利子)	170万円	4 災害援護資金(年3%)	150万円	5 緊急小口資金(年3%)	10万円	6 修学資金(無利子)		修学費	高校 月3.5万円 短大・高专 月6万円 大学 月6.5万円	就学支度費	50万円	7 離職者支援資金(年3%)	単身世帯 月10万円 複数世帯 月20万円	8 自立支援対応資金(年3%)	月10万円	9 長期生活支援資金(長ブラ)	月30万円	10 要保護世帯向け長期生活支援資金(長ブラ)	生活扶助額の1.5倍	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金種類</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tr> <td>1 総合支援資金(仮称) (継続的な支援必須)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 生活支援費 ※ 最長1年間の生活費</td> <td>(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内</td> </tr> <tr> <td> 住宅入居費 ※ 敷金、礼金</td> <td>40万円以内</td> </tr> <tr> <td> 一時生活再建費 ※ 一時的な需要に対応</td> <td>60万円以内</td> </tr> <tr> <td>2 福祉資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 福祉費</td> <td>500万円以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定</td> </tr> <tr> <td> 緊急小口資金</td> <td>10万円以内 ※保証人不要</td> </tr> <tr> <td>3 教育支援資金(仮称)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 教育支援費(仮称)</td> <td>月6.5万円以内</td> </tr> <tr> <td> 就学支度金</td> <td>50万円以内</td> </tr> <tr> <td>4 不動産担保型生活資金(仮称)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (一般世帯向け)</td> <td>月30万円以内</td> </tr> <tr> <td> (要保護世帯向け)</td> <td>生活扶助額の1.5倍</td> </tr> </table>	資金種類	限度額	1 総合支援資金(仮称) (継続的な支援必須)		生活支援費 ※ 最長1年間の生活費	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内	住宅入居費 ※ 敷金、礼金	40万円以内	一時生活再建費 ※ 一時的な需要に対応	60万円以内	2 福祉資金		福祉費	500万円以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定	緊急小口資金	10万円以内 ※保証人不要	3 教育支援資金(仮称)		教育支援費(仮称)	月6.5万円以内	就学支度金	50万円以内	4 不動産担保型生活資金(仮称)		(一般世帯向け)	月30万円以内	(要保護世帯向け)	生活扶助額の1.5倍
資金種類	限度額																																																																						
1 更生資金(年3%)																																																																							
生業費(低所得世帯)	280万円																																																																						
生業費(障害者世帯)	460万円																																																																						
技能習得費(低所得世帯)	110万円																																																																						
技能習得費(障害者世帯)	130万円																																																																						
2 福祉資金(年3%)																																																																							
福祉費	50万円 ※住宅改築等は250万円																																																																						
障害者等福祉用具購入費	170万円																																																																						
障害者自動車購入費	250万円																																																																						
中国残留邦人等国民年金追納費	470.4万円																																																																						
3 療養・介護等資金(無利子)	170万円																																																																						
4 災害援護資金(年3%)	150万円																																																																						
5 緊急小口資金(年3%)	10万円																																																																						
6 修学資金(無利子)																																																																							
修学費	高校 月3.5万円 短大・高专 月6万円 大学 月6.5万円																																																																						
就学支度費	50万円																																																																						
7 離職者支援資金(年3%)	単身世帯 月10万円 複数世帯 月20万円																																																																						
8 自立支援対応資金(年3%)	月10万円																																																																						
9 長期生活支援資金(長ブラ)	月30万円																																																																						
10 要保護世帯向け長期生活支援資金(長ブラ)	生活扶助額の1.5倍																																																																						
資金種類	限度額																																																																						
1 総合支援資金(仮称) (継続的な支援必須)																																																																							
生活支援費 ※ 最長1年間の生活費	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内																																																																						
住宅入居費 ※ 敷金、礼金	40万円以内																																																																						
一時生活再建費 ※ 一時的な需要に対応	60万円以内																																																																						
2 福祉資金																																																																							
福祉費	500万円以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定																																																																						
緊急小口資金	10万円以内 ※保証人不要																																																																						
3 教育支援資金(仮称)																																																																							
教育支援費(仮称)	月6.5万円以内																																																																						
就学支度金	50万円以内																																																																						
4 不動産担保型生活資金(仮称)																																																																							
(一般世帯向け)	月30万円以内																																																																						
(要保護世帯向け)	生活扶助額の1.5倍																																																																						

○ 総合支援資金（仮称）の創設

- ・ 失業や減収等により生活に困窮している者について、継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）とあわせて、生活費及び一時的な資金の貸付を行うことにより生活の立て直しを支援する。

※ 現在検討している案については、別紙2のとおり。

② 連帯保証人要件の緩和

- 原則連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない者に対しても、貸付を行えるようにする。

※ ただし、教育支援資金（仮称）（現行の修学資金）及び不動産担保型生活資金（仮称）（現行の長期生活支援資金）については、現行の取扱いのとおりとする。

③ 貸付利子の引き下げ

- 失業や減収等により生活が困窮している者の借り入れに伴う負担を軽減し、本貸付事業の利用の促進を図るため、利子について、現行の年3%から無利子又は引き下げを行う。

- ・ 連帯保証人を確保した場合は無利子
- ・ 連帯保証人を確保できない場合は年1.5%に引き下げ

※ ただし、緊急小口資金については、連帯保証人を確保できない場合であっても無利子とする。教育支援資金（仮称）（現行の修学資金）及び不動産担保型生活資金（仮称）（現行の長期生活支援資金）については、現行の取扱いのとおりとする。

(3) 補正予算案の内容

(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金

- | | |
|---|------------------------|
| { | ①貸付原資（補助率：国10／10） |
| | ②欠損補てん積立金（補助率：国10／10） |
| | ③事務費（補助率：国1／2、都道府県1／2） |

① 貸付原資について

今回の抜本的な見直しを行うに当たっては、既に各都道府県社会福祉協議会が有している貸付原資を整理し、活用できるものについて見直し後の貸付原資とすることとしている。

しかしながら、現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇い止め等により、今後、貸付件数及び貸付金額が増えることが予想される。また、連帯保証人要件の緩和等を行うことに伴う貸付件数等の増加も見込まれる。

こうした状況の下で、本貸付事業が安定した運営を確保できるよう、その資金ニーズに合わせて、貸付原資を特例として国の負担（補助率10/10）で積み増すこととする。

② 欠損補てん積立金について

今後、解雇や雇い止め等による離職者への貸付件数及び貸付金額が増大することが予想される。また、連帯保証人が確保できない者に対しても貸付を可能とすることにより、貸し倒れが増大することが予想される。これらにより、増大する貸し倒れリスクに対応するため、欠損補てん積立金については、特例として国の負担（補助率10/10）で積み立てることとする。

③ 事務費について

今後、貸付件数が増えることが見込まれることから、増大する事務量に適切に対応できるよう都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会の実施体制を強化する必要がある。特に、低所得者等に対する効果的な支援を実施していくためには、市町村社会福祉協議会の相談支援体制の強化が必須である。今回、そのために必要な事務費についても予算措置を行うこととしている（補助率1/2）。

各都道府県におかれては、本貸付事業が低所得者等に対するセーフティネットの一つとして効果的な支援を行えるよう、必

要な事務体制の整備についてご配慮いただきたい。

(4) 留意事項

- 資金種類ごとの詳細な貸付要件及び貸付決定、償還等にかかる事務手続きについては、おって通知することとしている。

- 今回の抜本的な見直しは、現下の厳しい雇用失業情勢の中、生活福祉資金貸付事業について、失業者や低所得者等の就業、自立を効果的に支援し、その生活の立て直しのための資金ニーズ・支援ニーズに的確、迅速、柔軟に対応できるようにすることで、制度の趣旨が遺憾なく発揮できるようにしようとするものである。この新たな枠組みによる貸付が、支援を必要としている者に適切に活用されるためにも、今回、見直し後の新たな貸付スキームに基づく必要な貸付原資の確保と、貸し倒れの際の欠損補てん金の積み立てを、いずれも特例として国の負担（補助率10/10）で実施することとしている。

この新たな枠組みの下で、現下の経済情勢に的確に対応した貸付を行うためには、既存債権について適切に対応していただくことがあわせて必要である。このため、既に各都道府県社会福祉協議会が有している既存債権の精査を通じた貸付原資の整理を行い、その上で引き続き活用できるものについて、見直し後の貸付原資としていただくこととする。これを踏まえて、新たな枠組みに基づく貸付に当てるための原資については、必要額を補助することとしている。

既存債権の精査に当たっては、償還免除の要件に該当する債権については適切に免除を行った上で、見直し後の貸付原資として活用されたい。

【参考】償還免除の要件

- 1 借受人が死亡した場合であって、相続人及び連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき。ただし、連帯借受人がいる場合はこの限りでない。
- 2 連帯借受人が死亡した場合であって、借受人、相続人又は連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき。
- 3 借受人が償還期限到来後2年以上所在不明となっている場合であって、相続人及び連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき。ただし、連帯借受人がいる場合はこの限りでない。
- 4 連帯借受人が償還期限到来後2年以上所在不明となっている場合であって、借受人、相続人又は連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき。
- 5 償還期限到来後2年経過してもなお借受人、連帯借受人及び連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが著しく困難であると認められるとき。
- 6 当該償還未済額について時効が完成しているとき。

○ 施行時期

本貸付事業の見直しの施行については、本年10月を目途として準備作業を進めているところであり、おって通知することとしている。

(別紙1)

【貸付条件等一覧】

資金の種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率	保証人
総合支援資金 (仮称)	生活支援費	・生活再建までの間の生活資金	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間:12月以内	貸付の日から6月以内	20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	(不要)
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40万円以内				
	一時生活再建費	・生活再建に必要な一時的な費用 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費 等	60万円以内				
〔現行〕 離職者支援資金、自立支援対応資金を拡充			10~20万円以内 ・貸付期間:12月以内	2~12月以内	7年以内	年3%	要
福祉資金 (仮称)	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・生業を営むために必要な経費 ・結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 ・住居の移転等に際し必要な経費及び給排水設備、電気設備、暖房設備を設けるために必要な経費 ・住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受けるために必要な経費 ・就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費 ・障害者世帯又は高齢者世帯が日常生活の便宜を図るための福祉用具等の購入等に必要な経費 ・障害者世帯が日常生活の便宜等を図るための自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・災害を受けたことによる困窮から自立のために必要な経費 ・その他、日常生活上一時的に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養を行うために必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費及びその介護サービス、障害者サービス等の受給期間中の生計を維持するために必要な経費 	500万円以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定	貸付の日から6月以内	20年以内 ※1ヶ月当たりの償還額がおおむね1万円程度になるよう設定	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	(不要)
	緊急小口資金	緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金		10万円以内	貸付の日から2月以内	8月以内	無利子
		〔現行〕	同上	同上	4月 (5万円を超える貸付にあっては、8月以内)	年3%	同上

資金の種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	保証人
教育支援資金(仮称)	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高校、大学又は高専に修学するために必要な経費	〈高校〉月3.5万円以内 〈高専〉月6万円以内 〈短大〉月6万円以内 〈大学〉月6.5万円以内	卒業後6月以内	20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高校、大学又は高専への入学に際し必要な経費	50万円以内	卒業後6月以内			
			[現行]	同上	同上	同上	同上
不動産担保型生活資金(生活)	低所得世帯向け	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金の貸付	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内	—	借受人の死亡時など貸付契約の終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	要 ※推定相続人の中から選任
			[現行]	同上	—	同上	同上
	要保護世帯向け	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金の貸付	・土地及び建物の評価額の70%程度 ・生活扶助額の1.5倍以内	—	借受人の死亡時など貸付契約の終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	不要
		[現行]	同上	—	同上	同上	同上

(別紙2)

総合支援資金（仮称）の概要について（案）

1 貸付対象者

- 生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる者であって、次のいずれにも該当するもの
 - ① 低所得者世帯（市町村民税非課税程度（前年に所得があったために課税世帯であっても、現に非課税世帯程度の収入しかないと認められる場合を含む））であって、収入の減少や失業等により生活に困窮していること
 - ② 公的な書類等で本人確認が可能であること
 - ③ 現に住居を有していること又は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
 - ④ 実施主体及び関係機関から、継続的な支援を受けることに同意していること
 - ⑤ 実施主体が貸付及び支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、償還を見込めること
 - ⑥ 他の公的給付又は公的な貸付により、生活費を賄うことができないこと

※ 住宅手当の対象者については、上記①から⑥に相当するものと判断する

2 貸付限度額等

	主な用途	限度額
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費	(二人以上)月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内 ※最長 1 年間
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40 万円以内
一時生活再建費	生活再建に必要な一時的な費用であって、日常生活費で賄うことが困難であるもの (例)就職活動費、技能習得費、家賃・公共料金の滞納の立替、債務整理弁護士費用等 ※債務の返済は対象外	60 万円以内

※ 住宅手当が支給される場合には、生活支援費の貸付に当たっては、家賃相当額を含まない

3 連帯保証人

原則連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない者に対しても、貸付を行えるようにする

4 貸付利子

- ・連帯保証人を確保した場合は無利子
- ・連帯保証人を確保できない場合は年1.5%

5 据置期間

最終貸付の日から6月以内

6 償還期間

据置期間経過後20年以内

7 継続的な支援

実施主体において、関係機関と連携し、継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）を実施する。具体的には、

- ① 借受人の状況を把握した上で、自立に向けて借受人が取り組むべきこと並びに実施主体及び関係機関が支援することを決定
- ② 実施主体が①に基づき、関係機関との連絡・調整を行う
- ③ 実施主体は、貸付期間中、必要に応じ借受人と面接し、借受人の自立に向けた取組の状況、生活状況等を把握し、必要な支援を行う
- ④ 借受人が自立に向けた取組を怠っている場合には、貸付の停止を行うことができる

※ 住宅手当が支給される場合には、ハローワークと自治体等とが連携して就労に向けた支援を行うことから、自治体等との連携方策について検討中

8 実施主体

都道府県社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会に委託）

4 臨時特例つなぎ資金貸付事業（案）の概要について

(1) 趣旨

○ 現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等により、住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者に対しては、その状況に応じて失業等給付、就職安定資金融資等の雇用施策や、住宅手当、生活福祉資金貸付事業、生活保護等の公的な給付や貸付による支援を行うこととしている。

こうした公的給付制度等の申請から決定までの間の生活費を有しない者に対し、その生活に必要な費用を貸し付ける「臨時特例つなぎ資金貸付事業」を創設する。

(2) 事業実施期限

○ 当面、平成23年度末までとする（平成21年10月実施予定）。

(3) 貸付対象者

○ 住居のない離職者であって以下の条件のいずれにも該当していること。

① 失業等給付、住宅手当、生活保護等の公的給付又は就職安定資金融資、生活福祉資金貸付等の公的貸付の申請を受理されている者であり、かつ当該給付等の開始までの生活に困窮しているもの

② 金融機関の口座を有していること

(4) 貸付限度額

10万円以内

(5) 連帯保証人

不要

(6) 貸付利子

無利子

(7) 償還

- 申請中の公的給付等が決定し、支給等が行われた時点で一括又は分割で償還を行う。

(8) 実施主体

都道府県社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会）

(9) 償還免除

- 償還努力をしてもなお償還を求めることが困難な場合等には、必要に応じて償還免除が行えるよう検討中である。

(10) 補正予算案の内容

（目）セーフティネット支援対策等事業費補助金

〔○ 貸付原資及び事務費（補助率：国10／10）〕

※ 事業実施に必要な貸付原資及び事務費を一括で補助する。

5 ホームレス対策事業の拡充について

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等によるホームレス等の増加に対応するため、

(1) 旅館・空き社員寮等の借り上げによりホームレス緊急一時宿泊事業（以下、「緊急一時宿泊事業」という。）の拡充

(2) 緊急一時宿泊事業利用者等に対し、生活相談、職業相談を行うホームレス総合相談推進事業の充実

をすることにより、ホームレス対策事業全体の拡充を図る。

(1) 緊急一時宿泊事業の拡充

○ 緊急一時宿泊事業については、現下の厳しい雇用失業情勢の中、施設を利用する者が急増し、既存の施設では対応が困難となるおそれもあることから、今後、緊急かつ柔軟な対応が図られるよう、旅館・社員寮や簡易宿泊所等既存建築物を借り上げて緊急一時宿泊事業を実施できることとする。

○ 旅館・社員寮等の借り上げに係る国庫補助の算定に当たっては、現行の緊急一時宿泊事業の国庫補助基準額に、利用人員毎の基準額を新たに設定する。

※利用者1人1日当たり約3,000円（食費込）

(2) ホームレス総合相談推進事業の充実

○ 借り上げ方式による緊急一時宿泊事業の実施に伴い、利用者に対し、個々の状況に応じた巡回相談等を実施するとともに、就労自立後においても就労が定着できるよう、継続的な訪問等による相談支援を行うため、巡回相談員を増員する。

(留意事項)

- 当面、平成21年度の緊急措置とする。また、既存のホームレス対策事業についても特例として国の負担(補助率10/10)で実施することとする。

※ これらの事業については、来年度の予算要求を検討中。

6 他の住居確保・生活支援策について

○ 解雇等による住居喪失者に対する「就職安定資金融資」事業について

1 目的

事業主都合（解雇・雇用期間満了による雇止め）による離職者のうち、当該離職に伴ってそれまで入居していた社員寮からの退去を余儀なくされるなどによって住居喪失状態となっている者に対して、住宅入居初期費用などの必要な資金を貸し付けることにより、これらの者の住居と安定的な就労機会が円滑に確保できるよう支援する。

2 貸付条件

(1) 貸付対象者

次のいずれにも該当する者

- ① 事業主都合による離職に伴って住居喪失状態となっている離職者（1年前以降に離職した者に限る。今後1ヶ月以内に事業主都合離職と社員寮の退去が決定している者を含む。）
- ② 常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行うこと
- ③ 貯金・資産がないこと
- ④ 離職前に主として世帯の生計を維持していた者

(2) 貸付対象費目と貸付上限額等

貸付対象費目	(細目)	貸付上限額	
①住宅入居初期費用	敷金・礼金等	40万円	} 50万円
	転居費・家具什器費	10万円	
②家賃補助費		6万円×6ヶ月 ※	36万円
③生活・就職活動費	常用就職活動費	15万円×6ヶ月 ※	} 100万円
	就職身元保証料	10万円	

※は、雇用保険受給者でない者に限る。

(3) 担保・保証人

担保・保証人不要。ただし、所定の信用保証機関を利用することを条件とする。

(4) 貸付利率

1.5%（信用保証料を含む）。

(5) 返済方法

元金据え置き6ヶ月。10年以内に元利均等月賦償還（最終弁済時年齢65歳）。

(6) 返済免除

貸付6ヶ月後までに雇用保険一般被保険者として就職していた場合は、返済額のうち次の相当額を免除。

返済免除対象項目	返済免除額
①「住宅入居初期費用」のうち「敷金」を除く額	貸付額の100%相当額
②「生活・就職活動費」	貸付額の50%相当額

3. 手続き

- 貸付希望者はハローワークへ出向き、住居と安定就労の確保を図るための相談を受ける
- 離職と住居喪失の事実に関する離職した事業所の事業主による証明や、入居予定の賃貸住宅等に関する確認書類をとりそろえてハローワークの確認を得る
- 確認書類を添えて労働金庫店舗へ出向き、審査を経て貸付を受ける
(審査の結果、貸付を受けられない場合がある)
- 貸付金によって賃貸住宅へ入居し、再就職活動を進める

○ 緊急人材育成・就職支援基金(仮称)の概要

7,000億円

○ 雇用保険の受給資格のない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

Ex
製造業

事業活動の縮小等を
余儀なくされた事業主

【離職者等】
(雇止め等により離職した非正規労働者等)

ハローワーク

ニーズや状況に応じて
求職者の送り出し

1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

約4,820億円

① 職業訓練の拡充(35万人)

- ・ 新規成長や雇用吸収の見込める分野(医療、介護・福祉等)における基本能力習得のための長期訓練
- ・ 再就職に必須のITスキル習得のための訓練

② 訓練期間中の生活保障(30万人)

- ・ 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付
(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)
- ・ 希望者には貸付を上乗せ
(単身者:月5万円まで、扶養家族を有する者:月8万円まで)

2 中小企業等における雇用創出

約1,620億円

① 実習型雇用・雇入れの助成(7万人)

- ・ 新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる中小企業等に対し助成
(実習型雇用:1人月10万円、雇入れ:1人100万円)

② 職場体験等を通じた雇入れの助成(2万人)

- ・ 介護・ものづくり分野等において、職場体験、職場見学を通じて求職者を雇い入れる中小企業等に対し助成
(職場体験の受入:1人10万円、雇入れ:1人100万円)

3 長期失業者等の再就職支援

約380億円

① 長期失業者に対する再就職支援(3万人)

- ・ 長期失業者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・再就職先の開拓・セミナーの実施等)や就職後の定着支援を実施

② 就職活動困難者に対する再就職及び住居・生活支援(1万人)

- ・ 住居を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・セミナーの実施等)と住居・生活支援(住居の提供、生活・就職活動費の支給)を併せて実施

※ 1~3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施(約180億円)

緊急人材育成・就職支援基金(仮称)